

紫式部日記の始発

— 道長家榮華の記録 —

原 田 敦 子

紫式部日記はいかなる事情のもとに何を目的として書き出されたか、即ち紫式部日記の始発点は何処にあったのかという問題を解明することは、この作品の文学性を明らかにする上できわめて重要な

一段階と言わねばならない。この日記の原形と現存形態については既に別稿で論じたごとく、第一部敦成親王誕生記（冒頭「寛弘六年正月三日」、第二部敦良親王誕生記（「十一日の晩」）「末尾」）からなる日記的部分がまず成立し、次いでこの日記の借覧を友人より乞われた紫式部が、日記第一部を清書したあとに添手紙としてつけたのが、「この次に」で始まり「何せむとにか侍らむ」で結ばれる消息文的部分であり、この八日記第一部「添手紙」は式部の希望により一読後友人から返却された後、新たに清書された第一部と綴じ合わされて、式部の手もとに保管されたと推定される。これがすなわち紫式部日記の第二次成立である。そして一旦成立した作品の形を作者自らが内部よりつきくずさねばならなかった、まさにそのことが後世のずさんな増補、脱落を許す誘因となったと考えるのである。

右の論の当否はともかくとして、消息文的部分が日記の部分に先行して書かれたとは、まず考えられないであろう。従って紫式部日

記の始発を明らかにするためには、まず日記的部分の性格の検討より始めねばならないのである。

—

日記的部分は、一条天皇第二第三皇子敦成、敦良兩親王の誕生とそれに伴う行事儀式を中心の柱とし、その間に式部の宮廷での生活のさまや、自己内面の告白などを散在させているが、松村博司氏の試みられた記事の项目的な内容による節分け^②によってみても明らかのように、同僚女房との個人的な交際や心中の述懐など、私的な内容の記事はすべて公的行事の記事のいわば谷間に埋め込まれているのであり、この意味でも日記的部分の中心素材は、あくまでも皇子誕生とそれに伴う行事儀式であったと言える。

次に掲げる表は、中宮御産とそれに伴う行事儀式の個々の細項につき、その記載の有無を紫式部日記および御堂関白記・権記・御産部類記不知記・同外記・左経記に徴して比較したものである。^③なお紫式部日記にはこの他に女房に関する記述が多いが、女房に関する記事は他の記録類には共通しないので、この対照表からは除いた。

表一 使用文献略号

紫一紫式部日記 関一御堂関白記 権一権記 産一御産部類記不知記 外一御産部類記所収外記 左一同左経記

年月日		事	項	紫	関	権	産	外
5・9・9	寛弘	夜半中宮御産	氣屋の鋪設白	○	○	○	○	○
5・9・10		中宮終日悩む	邪氣出でくる	○	○	○	○	○
		種々の御祈	人々多参	○	○	○	○	○
5・9・11		安産祈念の加	持	○	○	○	○	○
		産室につめか	散	○	○	○	○	○
		中宮受戒	午時男子出産	○	○	○	○	○
		喜び	道長、人々の	○	○	○	○	○
		増・医師・陰	陽師に給禄	○	○	○	○	○
		陰陽師に哺乳	並に雑事の日	○	○	○	○	○
		を撰進させる	御湯殿雑具を	○	○	○	○	○
		作		○	○	○	○	○
5・9・12		御湯殿読書朝	儀	○	○	○	○	○
		夕時の御湯殿	鳴	○	○	○	○	○
		読	読	○	○	○	○	○
		奉仕女房	加	○	○	○	○	○
		散	散	○	○	○	○	○
		頭佩刀・虎の	湯の用意	○	○	○	○	○
		御湯殿儀	御湯殿儀	○	○	○	○	○
		道長、神馬及び	剣を諸社に献ず	○	○	○	○	○
		御乳つけ	齋の緒切り	○	○	○	○	○
		頭中將に給禄	刀持参	○	○	○	○	○
5・9・11		頭中將額定勅	使として御佩	○	○	○	○	○
		紫	関	○	○	○	○	○
		権	産	○	○	○	○	○
		外		○	○	○	○	○
5・9・12		紫	関	○	○	○	○	○
		権	産	○	○	○	○	○
		外		○	○	○	○	○
5・9・13		御湯殿儀	朝	○	○	○	○	○
5・9・12		夕	夕	○	○	○	○	○
5・9・15		御湯殿儀	朝	○	○	○	○	○
		夕	夕	○	○	○	○	○
		廻	粥	○	○	○	○	○
		屯食・碁手等	篁等	○	○	○	○	○
		皇子御衣・衣	前の物	○	○	○	○	○
		御膳を供す御	給禄	○	○	○	○	○
		勸学院の歩み	公卿等参入	○	○	○	○	○
		諸大夫の座	公卿・殿上人	○	○	○	○	○
		三日の産養	夕	○	○	○	○	○
		御湯殿儀	朝	○	○	○	○	○
		夕	夕	○	○	○	○	○
		紫	関	○	○	○	○	○
		権	産	○	○	○	○	○
		外		○	○	○	○	○

5・9・16		5・9・15											年月日						
夕	朝	粥	大臣以下に給	舞攤の戯	和歌を献す	饌	渡殿で衝重の給	勸学院の歩み	皇子衣笠等	威儀御膳を供す	前の物	御膳を供す御	公卿参入	庭に衝重・屯食を立てる	公卿・殿上人の座	五日の産養	事項		
×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○			×	○	×	○	紫		
○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	関		
		×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	権		
		×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	産		
		×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	①		
																○	②		
																○	③		
																○	④		
																○	外		
5・9・17											5・9・16		年月日						
衝重を賜る	公卿渡殿へ移る	勸学院の歩み	読書博士を召し、勸歪給禄	九日参(十日)	醉談(十日)	采女少高嶋の参入	御膳を供す	蔵人右近少将道雅勅使として参り、御膳並禄物の目録啓上	参入	右府以下諸卿	御前物・餐・禄物	衝重・屯食	七日の産養	夕	御湯殿儀	朝	主上附女房来る給禄	夜・女房の舟遊び	事項
×	×	○	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	紫
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	関
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	権
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	産
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	②
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	④
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	外
5・10・16					5・9・19					5・9・18		5・9・17		年月日					
御座	内侍に伝う	頭(?)中將	奉迎の船乘	鳳翥着御	一条帝土御門行幸	平常の調度装束	皇子衣笠	威儀御膳	御前物	九日の産養	御湯殿儀	色直し	御乳付橋三位への贈物	公卿以下に給禄	打	和歌あり	事項		
○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	×	紫		
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×		×	×	×	×	関		
○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×		×	○	×	×	権		
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×		×	○	×	×	産		
○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×		×	○	×	×	①		
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×		×	○	×	×	②		
○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×		×	○	×	×	③		
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×		×	○	×	×	④		
○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×		×	○	×	×	外		

5・10・16											年月日		
公卿殿上人の座	船寮退去	若宮御前へ主上若宮を抱く	朝干飯の御膳を供す、陪膳橋三位	親王宣七日	氏の上達部奏度拜舞	齐信新親王別当に奏慶拜舞	主上出御、諸卿を召し、御諸重を給う	御膳を供す	此間船寮を奏す	船寮退去	陛下に楽人を召す奏楽	内府公季、菊花の技を御挿花に献す	道長炬火を添えし、月光を撤えしむ
紫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
権	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

5・10・16											5・11・1		年月日			
公卿以下給禄	御贈物篋、横笛等	帝入御、叙位	倫子叙従一位	叙人奏慶拜舞	早朝勅使来たる	若宮初剃の儀	宮の家司、別当など職事定む	若宮五十日	参入公卿	公卿殿上人の座	若宮の御膳奉仕	大宮の御膳奉仕	道長若宮に餅を供す	籠物・折櫃御前に奉る	御前に公卿を召す	管絃の遊
紫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
権	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

5・11・1											5・11・17		7・1・15		年月日
給禄	右府、内府引出物の馬を賜う	和歌あり	中宮内裏選啓	若宮乗御の車	女房乗車順	供奉の公卿	饗禄あり	道長若宮を抱き御前へ	道長から中宮への贈物(翌日条)	敦良親王五十日列席公卿	若宮に餅を供す	陪膳橋三位	主上出御	公卿殿上人の座	
紫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
関	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
権	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
産①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
産②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
産③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
産④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

年月日	事項	紫闕	権左	外
7・1・15	右府以下上達部御前に参著	×	○	○
	御膳を供す	○	○	×
	楽人を召し管絃の遊	○	○	○
	大臣以下に給祿	×	○	○
	右府乱酔して失策	○	×	×
	道長から主上への贈物	○	×	×

い。中村義雄氏は『王朝の風俗と文学』の中で、王朝貴族の通過儀礼として誕生前後の行事を数々の文献を駆使して再建されているが、これと比較してみても、紫式部日記は廻粥・胞衣おさめ・着衣始めの儀を記述していないのを除けば、御産次第の記録として必要な事項はすべて押えていると言うことができる。紫式部日記はこれら出産・育児に直接関係する記事を落し、かわって盛大な祝宴のさまや善美を尽した用意支度や、あるいは数々の行事に競って奉仕する貴族の姿などの叙述に大きなウェイトをおいている。皇子誕生という事件は、他の記録類におけると同じく紫式部日記においても、感動的な一個の生命現象であるよりは社会的な大事件であったのである。

次にこの日記の記事の信憑性についてであるが、他の漢文記録との比較によれば、この日記は数カ所を除いておおむね事実即した記述をしていると言うことができる。このような詳細な記録を誤りなく行うためには、式部は何らかの原資料を有し、記事の多くを

この表によって見ると、紫式部日記の行事儀式に関する記事は詳細なものであり、項目のみを問題とすれば、必要事項を網羅している点においてどの記録にも劣るものではない。

それに拠ったと推定される。また

北の陣に車あまたありといふは、うへ人どもなりける。藤三位をはじめにて、侍従の命婦藤少将の命婦馬の命婦筑前の命婦少輔の命婦近江の命婦などぞ聞こえ侍りし。くはしく見知らぬ人々なれば、ひがごとくも侍らむかし。(寛弘五・九・十六)

のごとく、自分に不確かなこととして、そのことを断らずにはいられないのは、式部の几帳面な性格もさることながら誤りを犯した場合に備えて予防線をはらなければならない程、この日記が高い正確度を要求されていることを示すものではないか。

紫式部日記中に見られる誤謬のうち、誤写によると思われるものを除いた残りの例―紫式部自身が犯したと思われる誤謬―を列挙すれば、左の如くなるであろう。即ち御湯殿儀の時刻・護身の僧・読書儀の書物・夕の御湯殿儀の読書博士(以上寛弘五・九・十一皇子誕生)、勸学院の歩の日づけ(同五・九・十三 三日の産養)、こまのおもとの酔談の日づけ(同五・九・十七 七日の産養)、御佩刀伝達の中将(同五・十・十六 行幸)、若宮乗御の車の装備(同五・十一・十七 中宮遷啓)、寛弘六年正月一日の曆以上九件であるが、いずれも誤謬の疑いがあるものの、確たる根拠によってそれと断定しうるものは少ない。特に寛弘五年十月十六日一条帝行幸の日の御佩刀伝達の中将については、不知記一本の記述の信憑性、さらには日記中の人物の呼称を事件当時のものと見るか、執筆当時のものと見るかという問題ともからみあって、直ちにその真偽を決定することはできない。がいずれにしても、誤謬の疑いをもたれる九件のうち四件までが、寛弘五年九月十一日の御湯殿儀に関するものであるこ

とは、注意しなければならぬ。御湯殿儀を除く五件の誤謬は、いずれも式部の不注意または思い違いから生じた部分的な誤りであって、記事内容自体の信憑性を侵すことはない。式部がこれらの行事を現に自分の目で観察したであろうことは疑う余地がないからである。これに対して九月十一日の朝夕の御湯殿儀については、式部自身の觀察を疑わしめる材料が多い。「御湯殿は酉の時とか」「御ふみの博士やかはりけむ」「伊勢の守致時の博士とか」「例の孝経なるべし」「また平周は史記文帝の巻をぞ読むなるべし」などの表象における「とか」は伝聞を、「やゝけむ」は疑問を、「べし」は推量をそれぞれ表わす。この表象の問題と、十一日の朝夕の御湯殿儀の記事にかなり重要な誤謬が集中していることを合わせ考えるならば、既に池田亀鑑氏、『紫式部日記新釈』⁵⁵によって指摘されたごとく、御湯殿儀については日記に詳しい記述があるにもかかわらず、式部はこの儀式に参加せず、他人からの伝聞によってこの部分の記事を書いたと推察される。また紫式部日記の読書博士、読書の書物に関する記述が、御産部類記不知記^②のそれとびたり一致する⁵⁶のは、十一日の朝夕の御湯殿儀に関しては不知記^②に記されているような情報があり、式部は人からこの儀の模様を聞いた際、たまたまこちらの方の情報を耳にしたため、他の記録類とは異なつた一そしておそらくは事実から離れた一記述をするに至つたと考えられる。

紫式部日記にはこの他にも

殿もうへもあなたにわたらせ給うて、月ごろ御修法読経にさぶらひ、きのふけふ召しにてまゐりつどひつる僧の布施たまひ、医師陰陽師など、道々のしるしあらはれたる、禄たまはせ、うちには、御湯殿の儀式など、かねてまうけさせ給ふべし。(寛弘五・

九・十一)

勸学院の衆ども、あゆみつづきてまゐれる、見参の文また啓す。返し給ふ。禄どもたまふべし。(同五・九・十七)

のごとく実際には見聞していない事柄を、他からの伝聞あるいは推量により記述したと思われる箇所がある。⁵⁷

ここで問題とすべきは、先述のごとく事実の正誤に関してはきわめて慎重なはずの式部が、「御湯殿は酉の時とか」「御ふみの博士やかはりけむ」「例の孝経なるべし」のごとくおぼつかない表現によって、記述内容の不正確なことに不安を示しつつも、伝聞や推量によって御湯殿儀の用意や御湯殿儀の模様、さらには医師・陰陽師・勸学院の衆への給禄のことなどを構成記述しなければならなかつたことである。これは、給禄はこのような行事記録には欠くことのできない事項であつたし、御湯殿儀は誕生後の儀式としてはもつとも重要なものであり、中宮の御産記録の体裁を守るためには欠くべからざる事項であつた、という事情によるものであらう。

さらにこれらの事実と関連して、日記の文中には実に八例もの「見ず」「見えず」との断り書きがなされ、それらがすべて敦成親王あるいは敦良親王の誕生とそれに伴う儀式に関して用いられていることが指摘できる。

① 内より御佩刀もてまゐれる。……禄なども給ひける。その事は見ず。(若宮誕生)

② 右衛門の将は御前の事、沈の懸盤白銀の御皿など、くはしくは見ず。(三日の産養)

③ 御乳つけつかうまつりし橘の三位の贈りもの、……。またつつまたる物をへてなどぞ聞き侍りし。くはしくは見侍らず。(七日の産養)

④ 御まかなひ橘の三位、青いろの唐衣、唐綾の黄なる菊の挂ぞ、表着なめる。ひともとあげたり。柱がぐれにて、まほにも見えす。

(行幸)

⑤ またのあしたに、うちの御使、朝霧もはれぬにまゐれり。うちやすみ過ぎて、見すなりにけり。

(行幸の翌日)

⑥ 西によりて大宮のおもの、例の沈の折敷、何くれの台なりけむかし。そなたのことは見す。

(若宮五十日)

⑦ それよりひんがしの間の廂の御簾すこしあげて、弁の内侍中務の命婦小中将の君など、さべいかぎりぞ取り次ぎつつまゐる。

奥にゐてくはしうは見傳らす

(同)

⑧ 簀子に、北むきに西を上にて、上達部、左右内の大内殿、春宮の伝中宮の大夫四条の大納言、それよりしもは見え傳らざりき。

(敦良親王五十日)

右において式部が「見す」「見えず」と述べた対象は、それぞれ皇子誕生に伴う暗儀のめでたさをいやが上にも盛りあげる事柄であった。土御門殿へ遣わされた勅使然り、第三皇子五十日の儀に居並ぶ上達部然り、産養や五十日の儀のまかないや贈物然りである。式部はこれらの事項を手落ちなく記述するはずであった。しかし式部はこれらのことを実現してはず、従って資料も記憶もなかった。そこで彼女は「くはしくは」「柱がぐれにてまほにも」「うちやすみ過して」「そなたのことは」「奥にゐてくはしうは」「それよりしもは」などと、一々自分が見届けられなかった理由や、見届けられた限界などを言い添えて弁解としていっているのである。このように見てくると、式部がわざわざ「見す」「見えず」と記すのは、単に自己の主体的行為の確認という段階を超えて、読者を意識の中に組みこん

だ弁解、報告のごときものと考えねばならない。このような注記の方法は、漢文日記にも見ることができ。

① 供威儀御膳、盛花盤、三十杯 (小右記 寛弘五・九・十五)

② 次内侍弁起座退出、下加列了、次宣命使立標下宣制、次事不見之、(権記 正暦二・九・七)

③ 今日還御内裏之行幸也、…、同廻、恐所奉移内侍所云々、時刻不聞、可尋注、(小右記 寛弘八・八・十一)

「體不見」「次事不見之」「可尋注」とは、当然記録しなければならぬ事実があるにもかかわらず、その事を記していないことに對する断り書きであって、儀式典礼の記録をなして自分の子孫が世上に処してゆくのに過誤なからしめようとする家記のあり方からすれば、当然の記述態度である。紫式部日記の行事記録の事実への処し方に、官僚貴族の家記のそれと接触する部分があることは、やはり注目しなければならぬであろう。

二

紫式部日記の行事記録の側面をさらに強化するのは、この日記における時間の扱い方である。

日記作者が時間を記載しようとする場合、何を基準にいかなる尺度によっているかを調査したのが次の表であるが、これによると紫式部日記には、外在的時間―即ち日記の外にあって一般に通用しうる季節、暦日などの客観的尺度―を用いた時間記載が多いのに比べて、内在的時間―即ちある事柄の生起した時を基準にしたり、あるいは日記中に描かれている現時点を基準にしたりする、日記世界の内部でしか通用しない主観的な尺度―を用いた時間記載は少な

表二

			外在的時間											時間記載の方法	
			時間の経過			人為的時間					自然的時間				
			小計	期間 時間の経過そのものを表現	期間	小計	時刻 時刻、初夜、後夜	十二支 の日の	(月)日、月、月、日、日	年、年、年、くれぬ	小計	明けて暮れて……	朝昼夜		季節 春夏秋冬
今朝、よべ、今宵	今日、昨日、明日、一昨日	いま、たゞ今	(1) 0.7%	0	1	(28) 20.6%	3	2	23	0	(55) 40.4%	13	41	1	日記部
			(7) 4.3%	2	5	(67) 41.6%	5	3	58	1	(23) 14.3%	5	18	0	日記土佐
			(16) 8.8%	5	11	(52) 28.6%	2	0	44	6	(45) 24.7%	10	24	11	上巻
			(9) 3.2%	1	8	(75) 26.7%	17	0	55	3	(89) 31.7%	31	54	4	中巻
			(5) 1.5%	2	3	(118) 35.3%	8	0	106	4	(73) 22.1%	30	39	4	下巻
			(30) 3.8%	8	22	(245) 30.9%	27	0	205	13	(207) 26.1%	71	117	19	計
			(5) 5.1%	3	2	(17) 17.3%	0	0	15	2	(35) 35.7%	14	21	0	部日記
			(14) 7.0%	4	10	(44) 21.9%	1	0	42	1	(86) 42.8%	10	62	14	日記

い。外在的時間とは、既成の時間尺度をそのまま日記の中に持ちこんだものであり、内在的時間とは、既成の尺度を用いず、日記独自の時間を日記の内部から紡ぎ出したものと言える。日記が自己の体験の中で生じた事柄を現実の時間的秩序の中で処理するものである以上、作者が外在的時間によって事実^に現実性、具体性を与えようとするのは、当然のことである。

ここで問題となるのは、作者が外在的時間によってその現実性、具体性を証したようとした事実は何であったかと言うことである。例を外在的時間の中でもっとも具体性の強い暦日を用いて時間を記載した場合にとってみよう。紫式部の日記の中で「〇月〇日」あるいは「〇日」と暦日によって日づけを記した記事は二十二例で、それらはすべて日記の部分に属している。このうち行事儀式に直接関係する日づけは十六例、中宮御産前後の中宮および周囲の人々の動静に関する日づけは四例で、計二十例になる。残り二例は中

合 計		内 在 的 時 間													
		事柄を基準とする							現時点を基準とする						
		小計	そののち、その後 そのまへ	ほどへて、ほどなく、 日をへて、日ごろになりぬ	1日ありて、1日になりけり	つとめて、又の日、あくる日	そのころ、その日、その夜	1の日、1のほど	小計	その他	ひとひ、ひと夜	昔、ゆくすゑ、いにしへ、のち	年ごろ、月ごろ、日ごろ	このごろ、この月	今年、去年、おとし
136	(21) 15.4%	0	0	1	3	12	5	(31) 22.8%	0	2	4	8	1	4	
161	(10) 6.2%	0	0	3	0	2	5	(54) 33.5%	1	0	5	3	0	0	
182	(41) 22.5%	2	8	12	5	4	10	(28) 15.4%	0	0	2	6	3	2	
281	(63) 22.4%	7	6	16	22	10	2	(45) 16.0%	3	1	3	8	6	3	
331	(70) 22.1%	5	10	14	25	9	7	(65) 19.7%	5	0	1	4	16	4	
794	(174) 21.9%	14	24	42	52	23	19	(138) 17.4%	8	1	6	18	25	9	
98	(24) 24.5%	0	0	6	12	6	0	(17) 17.3%	0	0	2	5	3	0	
201	(38) 18.9%	5	0	4	11	14	4	(19) 9.5%	0	0	9	2	0	1	

宮御産に関するものではないが、一は式部の閏歴に一時期を画した宮中初出仕の思い出、他の一はつごもり夜の宮中のひきはぎという異常なアクシデントに関して用いられていて、いずれも記事内容との関連で具体的な時間記載を要請する必然性を有する。この二例を除き、紫式部日記地の文の暦日記載は、すべて中宮御産とそれに伴う行事儀式に関するものであるという事実は、この日記の行事記録の性格がいかに濃厚であったかを物語るものと言えよう。

紫式部日記の時間記載には、時間の経過の観念はほとんど見られない。これと相呼応して、内在的時間を用いて時間を記載する場合にも、ある事柄を基準にして時間を算定する方法は少なく、作品中の現時点を基準に時間を算定する方法が多く用いられている。従ってこの日記においては、中宮御産という事件が事柄そのものの自らなる発展に時間の相が附与されたという形で記述されるのではなく、何日にあるいは何時に

何があったというように、事柄が時間によって枠組みされた形でとらえられている。この時間を軸にして事実をつないでゆく方法は、漢文日記に通用のものであり、例えば兼家との交渉の展開を時間の経過を背景として綴ってゆく、蜻蛉日記に支配的な方法とは対照的である。ただ紫式部日記の場合、漢文日記とは異なり、こうした時間の軸が更に大きく回想の時間によってくるまれているのである。

紫式部にとって、時間は事実の重要な一部であると共に、事柄の外に立って事柄を規制し、これに秩序を与えるものであった。式部は眼前の事実と鋭い凝視を向け、常に対象から自己の内面へと回帰せねばやまなかったが、式部の作者主体と時間そのものとの切り結びはなされていない。このように式部の生活体験の中で時間が内面化されることなく終ったのは、作者の関心が第一義的に自己の生活と心情ではなく、中宮御産とそれに伴う行事儀式という外的な事実に向かわねばならなかったことに起因すると言えよう。

紫式部日記の皇子誕生とそれに伴う行事儀式に関する記事は、式部が読者に対するレポーターの位置にあり、一連の出来事を行なうだけ詳細かつ正確に、必要な箇所はあますところなくこれを押え、見聞に洩れた事柄のうち重要なものは伝聞・推量に頼つても構成しようとする、比較的軽微な事柄はそれを記事にできない理由を附して断るというように、ある種の規範意識をもって書かれていると言ふことができる。さらに記述をなすに当っては、時間を軸にしてそのもとに事実を配列する、漢文日記的な方法をとっている。紫式部日記の日記的部分の記事は、素材の取捨選択、叙述態度、形態のいずれの面から見ても、第一義的に行事記録を自指すものであった。

このように見てくると、紫式部日記の行事記録は、真に式部の主体

的な関心により取材され、自由な立場で書かれたとは考え難いのである。

三

前節においては、日記的部分の行事記録の側面について考察したのであるが、日記的部分が有職的な興味に発する行事記録に終始するものでないことは、一見して明らかである。また日記の部分には、表面上は記録そのものでありながら、内実は記録に背反する性格を有する箇所が存する。この日記の産養の記事が、作者にとって全体として一つの印象を成り立たせる産養のさまを各夜に配分することによって構成されていることについては、これまで篠原氏の鋭い御指摘がある。氏の言われるごとく、式部のこのような叙述態度からは、「事実として何があったかという、記録における基本的な発想」が大きく欠落していると言わねばならない。式部は四夜にわたる産養を総合して一つの印象を作りあげながら、産養の印象をまとめて叙述することなく、日次の記の体裁をとって、個々の事項を四夜に分散配分して記述しているのである。篠原氏はこの点に関し、「作者が特定の日の事実をそれとして記録するのではないとすれば、日付と素材に見られる女房日記の性格は見せかけにすぎない」と言われているが、たしかにこの部分の日記的な記述法は「見せかけ」と言えるであろう。しかしたとえ「見せかけ」にもせよ、産養の記事が他の部分と同じ行事記録として仕立てあげられている、まさにそのことにこそ注目しなければならぬのではないか。この日記の行事記録には、あくまでも記録らしい形式を整えようとする作者の自己規制の姿勢が見てとれたが、この自己規制の姿勢こそが作者に

この「見せかけ」を強要したのである。

記録の本質が虚構を排し事実を記すものであることは、言をまたない。紫式部日記の行事記録中には、不注意や思い違い、さらには情報不足による誤謬はあるにせよ、作爲的な虚構がある目的のために事実を篡改するという意味での「跡を見出すことはできない。しかし、重要な事実を意図的に排除することによって、一種の虚構を築き上げている箇所が存する。

現存日記冒頭の「秋のけはひ入りたつままに」以下の一文に叙された時季については、萩谷朴氏のように八月中下旬とする説も存するが、現段階ではやはり、従来の七月中旬説をより妥当とされる曾沢太古氏の御説に従うべきであろう。ところで漢文記録類によると、この年寛弘五年は六月初旬より八月中旬まで長雨が続き、水害による飢饉まで起つたらしい。

△八月四日V立生舟、貴船使、留雨祈、是従去六月朔、日々雨下、

為農尤作慶、今月猶下、依可有損也、(御堂閔白記)

△八月六日V、雨下、(同)

△八月七日V雨下、(同)

△八月八日V軒廊御卜、依霖雨也(日本紀略)

△八月十二日V微雨下、(御堂閔白記)

△八月十五日V雨、(権記)

日来雨頻、晴日少、諸國愁連雨云々、落下之間有飢饉、亦被水害之者往々衆矣云々、秋霖天災可祈禱歎(小右記)

この年の霖雨が「六月朔」より始まり、八月四日には既に「可有損」と記録される状態で、丹生・貴船に祈晴の使を發遣していたとすれば、日記冒頭に描かれている七月中旬も当然この霖雨の期間に

含まれていたと考えなくてはならない。ところが日記冒頭の流麗な文章からは、まことにあわれ深い土御門殿の秋の夕景が浮かび上ってくるのみで、空を暗くして来る日も来る日も降り続ける雨や、その雨に苦しむ人々の姿は片鱗なりともうかがうことができないのである。

勿論、小右記八月十五日条に「晴日少」と記されているように、この期間にも晴れ間はあったのであり、日記冒頭の描写が全くの虚構であったとは考えられない。現存紫式部日記の冒頭は、益田勝実氏が指摘されたように「土御門殿の秋立つ頃の景趣をではなく、土御門殿の秋立つ頃の或夕景の情趣を叙したものであり、「作者は或夕方から翌朝迄を捉へ来て、具体的に時の経過に沿って描出し御産前の経過をそれにかへようとしているのである」。従って冒頭に描かれたのは、御産前の土御門殿の或典型的な一日であったわけであるが、式部はこの時期にあってはまことに数少ない晴れ間の一夜をもって典型となし、その上落中の人々の生活を竹かすつあった霖雨については、書き出しの総括的な叙述においても一言もふれてはいない。これだけの長雨である。式部の心情に、また土御門殿の人々の生活に何らの影響を及ぼさなかったとは考えられない。それを敢えて除去したのは、やはり作者の作爲的な意図と考えねばなるまい。また八月初旬から八月二十日までのことと思われる女郎花の贈答、殿の三位の君の若公達ぶり、播磨守の碁の負わごの御盤の歌などの挿話は、前掲の記録からみれば雨のもっともひどかった時期に属するが、これらの諸条に展開されるのは中宮御産の舞台をなす土御門殿のみやびの生活であり、藤原実資をして「諸國愁連雨」と言わせた霖雨は、ここにいささかの影をも落していないのである。

日記冒頭において式部は、中宮御産前の事実を記録しようとしたのではなく、事実の中の重要な一部を除去することによって歪曲化された事実(それは既にもう典型的な事実とは言えない)と、その歪曲化された事実によって醸成される美的情趣を描こうとしている。

ここにおいても、式部の叙述態度からは事実を記録するという意識が欠落しているのである。これは厳密な意味での虚構とは言えないかも知れない。しかし歪曲化された事実を典型化することによって、現実の様相を一変させてしまった意味で、新たな虚構と言えるのではないか。しかもその部分が一箇の中宮御産記録の冒頭であるだけに、問題は大きい。書き出しからこのような一種の虚構をなしたとげた式部の姿勢が、大きくこの作品全体をも規定しているのではないかと考えられるからである。

式部の意図した行事記録には、事実を事実として見定めて記録する以前に、中宮御産とその前後の事柄を美的なものとして扱い、美的に表現しようとの一線が定められていた。従って中宮御産前の叙述からは、皇子誕生のめでたさを減殺するような霖雨という暗い一面は除かれたのであるし、四夜続けて同じ事項を重複して記述すれば、やはりこれも感興をそぐことは必至の産養の記事は、重複を避け、四夜の記事を集積することによって、一つのまとまったイメージを構成するように配慮されたのである。

四

紫式部日記の中には、記録からの逸脱を回避し記録としての枠にその作品をはめこもうとする作者の自己規制の姿勢と、これとは逆に記録の内部にあって記録からの乖離を促す力を見てとることがで

きる。この一見相矛盾する性格は、この日記が真に私的な興味から書かれたものではなく、公的な要請によって書かれたことに起因するのではないか。そこにはやはり中宮女房としての紫式部の身分と、式部の主人として彼女の生殺与奪の権をにぎっていた、当代最高の権力者道長の存在が考えられねばならない。式部は文筆の才を見こまれて出仕し、中宮彰子の家庭教師兼文化顧問といったような立場にあった。この式部に対し、道長は何かに事つけては歌を贈答したり、酔のまぎれに歌を強要したり、局に隠してあった物語の草稿を探し出して内侍の督の殿にさし上げてしまったりしている。

道長は才能ある女房紫式部に強い関心を示すと共に、そこに主従の関係を反映させて、式部の思惑も省みず彼女の文学活動の中へふみこんでゆこうとさえしているのである。道長には、式部との機智に富んだ応酬によって、また式部の作品によって、その後見する彰子後宮の文化の盛名をあげ、ひいては中宮の地位を確固たるものにせんとする意図があった。紫式部の存在は、まさにこのような道長の後宮文化政策の一翼を担うものであったのである。

中宮彰子の御産は、政権獲得のために着々と布石を打ってきた道長にとって、それら一切の方策の頂点に立つ出来事であり、いわば道長家一門の政治的浮沈をかけた一大事であった。道長が、己が一門の榮華を確定的なものとしたこの慶事の顕彰の記録を、当代随一の名文家紫式部になさしめようとしたのは、きわめて当然のことと言えるであろう。紫式部には、日記の記述内容によって主家の榮華をうたい上げると共に、日記の文学的盛名によって彰子後宮の文化の顕彰をなすという、二重の役割りが課せられたのである。式部が書かねばならなかったのは道長家一門の榮華の記録であり、そ

のためには、取材にも叙述にも中宮女房として逃れられない制約があった。先に述べた行事記録中に働く二つの相反する力は、一門の栄華の顕彰の記録をなさしめようとする主家の要請を満たすために、作者紫式部がとらねばならなかった処置と考えねばならない。

式部に要請されたのは、漢文日記を和文に直訳したような事実の羅列に終る記録ではなく、美しい和文でもって具体的にいきいきと読者に迫る形で、道長家繁栄のめださをうたい上げることであった。「皇子誕生については、すでに道長自身日記をつけ、中宮職でも公式の記録があるとすれば、女房の日記は彰子方の私的な記録として、それらとは趣向のかわった、すなわち、才能ある女房の独自の観察眼により、個人的色彩にいろどられて書かれてこそ、存在の価値が認められた。そこにおのずから、漢文の日記のあらわし得ぬいきいきとした人間関係や感動が書き残され、一族のメモワアルとして重じられたと思うのである」とされた清水好子氏の御指摘は、まことに重要である。かく考えれば、紫式部日記のあるべき姿は、個人的色彩にいろどられた準公的日記であった。その個人的色彩が主家の意に添うものでなければならぬことは、もとより言うまでもない。

紫式部日記においても、御産とそれに伴う行事のない場合には、九月十日以前の諸条のような随想的な記事が、御産の背景をなす上御門殿の美的な環境をあらわすものとして、とり上げられている。しかし、一旦ことが中宮御産にふれるや否や、式部には記述すべき事実が洪水のように押し寄せて来るのであり、そうした事実の群に完全に対処してゆくためには、紫式部日記は漢文日記のごとき日次の体裁をとって、必要な事実をその中に押しこんでゆかねばならぬ

かった。紫式部日記に要請されたのは、事実べったりの無味乾燥な記録ではなかったが、それにしても式部には踏まえねばならない事実が所与のものとして存在し、その枠から大きく逸脱することは許されなかったのである。

五

この日記が回想の記録として書かれたことは、日記中の回想的な筆致によって明らかである。道長から執筆の要請を受けたのも、おそらくは敦成親王誕生に関する行事が一段落した時点においてであろう。日記第一部は、寛弘五年九月十五日条に翌年三月四日に権大納言に任せられた公任を、「四条の大納言」としていることから、少なくとも寛弘六年三月四日以後に書かれたとされている。既に述べた事実の誤謬や推量、伝聞による事実の構成は、作者に予め日記執筆の用意がなかったことを証するものである。

が、執筆にあたって式部には全然何の資料もなかったわけではなく、式部個人の私的な手控えは残されていたであろう。紫式部集二五の歌の詞書に

こよみにはつ雪ふるとかきたる目目に近き火のたけといふ山の雪いとふかう見やられるは

とあることからすれば、式部は手もとに「はつゆきふる」のごとき注が施された仮名暦を持っていたと想像される。平安時代の女房が仮名暦を座右に置いていたらしいことは、少し時代は下るが宇治拾遺物語五ノ七の「仮名暦あつらへたる事」からも読みとることができる。また石原昭平氏によれば三十九年の古展稻展観に「如意輪観音法の紙背にみる御堂閔白記のように三行空の仮名暦があった」

ことが確認されている。式部はこのような仮名暦の余白に中宮側近女房として、中宮の起居注や自分の生活上の覚え書、時には短い感想なども記していたのではないか。おそらくそれは式部の女房としての職掌からする公的なものではなく、純粹に私的なメモであつたろうが、その内容は、皇后穩子の側近女房が仮名文で備忘録を記した、あの太后御記のそれから多くは出ていなくなつたであらう。

後日道長家からの要請を受けて、この手控えを資料に中宮御座記録を道長家榮華の記念碑としてうちたてようとした式部にとつて、晴儀の記録の範として仰ぐべきものは、亭子院歌合日記以来の女房日記の伝統であつたろう。本来漢文日記の記述からはずれる挿話や女房の装束の描写を晴儀の記録の中に持ちこむことは、仮名の歌合日記にその先蹤を見出すことができる。これら歌合日記および枕草子の一部に見られる晴儀の記録の系譜と紫式部日記の行事記録との関係については、ここに論ずべき紙幅を持たないが、紫式部日記の日記的部分は、歌合日記を範としてその記録性を強く志向しつつ、他方ではこの歌合日記がわずかに内包する人間に対する興味、関心を吸収して人間追求の文学への可能性として自己培養し、式部独自の色彩を有する晴儀の記録として育て上げようとしたものであつた。

紫式部日記の始発は、真に主体的かつ内発的なものではなく、強く他からの規制を受けていたと言わねばならない。式部は、眼前の榮華から疎外されつつ、中宮女房として道長家榮華の記録をなさねばならなかつた、まさにそのことを発条として、自己の作品に課せられた制約を切りかえし、日記を内面告白の文学とするために、眼前の対象から己が内面へと回帰し、道長家の榮華を記した筆で己が身の憂さを記すという思考のパターンを執拗に追求し続けたのであ

る。

勿論、式部とて主家の榮華を、そして晴儀のめでたさを讚美しなかつたわけではない。むしろある時には全身的に讚嘆した。が、讚嘆する自己よりふと目を転じて、眼前の榮華から疎外された自己に立ち帰るとき、式部は己が憂悶をしかと内心の核として抱き、そこから讚嘆する自己を見すえようとする。式部の準公的な日記への抵抗が、右のようにきわめて内攻した形をとらざるを得なかつたのは、それが中宮女房としての限界であると共に、その美への讚嘆がともかくも式部の内心に発するものであつたからである。紫式部は道長家榮華の記録を、歌合日記以来の系譜に連なる晴儀の記録として仕立てあげると共に、あくまでも自己に執着したたかさを持ち続けることにより、準公的な行事記録が同時に内面告白の文学ともなりうる道を、辛くもさぐりあてたと言うことができる。

紫式部日記の行事記録は、作者によつてとられた形式ではなく、作者にとつては動かしがたい始発であり、抵抗の対象であると共に作者の叙述態度を準公的なものに規定し、事実の自由な取捨撰択を許さなかつたことにより、かえつて作者に全生活をかけて自己に託つての事実の意味を問ひ続けさせ、より高次のより主体的な事実認識を獲得させたのである。紫式部にこのことを可能としたのは、彼女の不逞というより他ない文学精神であると共に、やはり土佐日記以来の日記文学の伝統であり、また「一方で世俗に密着し、外在的な規格に同化したりあるいはそれを拠点として没主体におちいる、いいかえれば主体的に現実を所有することをばまれる男性性に対して、真に主体的であり、全的であつたと考えられてよい女の文学伝統」であつた。

紫式部日記の文学性を考える場合、その行事記録の有する文学的意義はややもすれば等閑視されがちであるが、その中にこめられた作者の魂の痛みにこそ、日記的部分の心情告白を、そしてやがては消息文的部分を生み出すものが秘められていたと考えねばならないのである。

(注)

①「紫式部日記の消息文」『同志社国文学』第五・六合併号昭46・3

②アテネ文庫『紫式部日記』、一紫式部日記概説

③比較に用いたテキストは、紫式部日記―岩波文庫本(戦後版、以下日記本文の引用もこれによる)、御堂関白記―大日本古記録、権記―増補史料大成、御産部類記不知記、同外記、同左経記―大日本史料である。

④同書、前篇王朝貴族と通過儀礼、第一章生誕前後と幼年期

⑤紫式部日記は「酉の時とか」とし、御堂関白記も「酉時」とするが、産④は「酉二刻」、産②③はいずれも「戌刻」としていて、事実が明らかでない。

⑥益田勝実氏『紫式部日記の新展望』所収、「へんちじの僧都」

⑦池田亀鑑氏『紫式部日記』(考証)、三八八―三八九ページ

⑧池田氏前掲書、三九一―三九三ページ

⑨益田氏前掲書所収、「勸学院の歩」

⑩益田氏前掲書所収同名論文

⑪池田氏前掲書、四九七ページ

萩谷朴氏「頭中将御はかしなどとりて内侍につたふ―紫式部日記の本文批評二―」『解釈』昭38・6

⑫日記は「絲毛の御車に、殿のうへ、少輔のめのと若宮いだき奉りてのる」とするのに対し、御堂関白記は「御輿若宮金造御車」とする。

⑬日記には「正月一日、坎日なりければ」とあるが、他の記録類には坎日らしい記述は見当たらない。

⑭増田繁夫氏「紫式部日記の形態―成立と消息文の問題―」『言語と文芸』昭45・1

⑮前掲書、三九一ページ

⑯曾沢大吉・森重敏両氏共著、同書七二ページ

⑰御堂関白記、不知記③が朝時の読書儀の書物を孝経とするのに対し、紫式部日記、不知記④は史記第一巻とし、夕時の御湯殿儀に因しては、前二者が読書博士、書物とも朝時と同じとするのに対し、日記、不知記②は読書博士に致時と挙周をあげる。

⑱篠原昭二氏「紫式部日記の成立―記録の方法について―」『国文学』昭44・5

⑲注⑮に同じ

⑳「紫式部日記冒頭の文章は寛弘五年七月の記事ではない(上)―紫式部日記の本文的研究・1―」『国文学』昭40・2

㉑「紫式部日記冒頭本文の記事の年時」『国語国文』昭40・11

㉒古来、日記冒頭の時季は多く七月と考えられてきた。近年萩谷朴氏は、「秋のけはひ立つまに」の本文を室町時代書写の日記切および松平文庫本によって、「秋のけはひ入りたつまに」と訂正して、「秋のけはひ入り立つ」を秋色が深まる意と解され、さらに草むらが「色づく」頃というところから、冒頭本文の時季を「八月中下旬」と推定された。これに対して曾沢太吉氏は、「入

りたつ」は侵入することであって深まる意ではないとして、「秋のけはひ入りたつ」を排して「秋のけはひ立つ」の本文を採られ、また「色づく」を秋色を帯びる意であるとして八月説に反論を加え、七月説を主張された。この曾沢氏の後半の推論に異議をささむ余地はないが、「けはひ立つ」の本文はやはり萩谷氏に従って、「けはひ入りたつ」を採るべきではなからうか。池田亀鑑氏は、元來動詞「たつ」は年・月・季節等時の到来を意味する語であって、「けはひ」または「けしき」等の語と結合して、「人のけはひ立つ」などと言った例はないとしておられる。（『紫式部日記』（考証）二五八ページ）ただし「入り立つ」の本文を採った場合、その意味は萩谷氏の言われる「秋色が深まる」ではなく、やはり「秋色が都へ侵入する」であろう。そして「入り立つ」をこのように解したとしても、曾沢氏の主張される七月中旬説には充分合致しうるのである。

⑳ 前掲書所収「紫式部日記冒頭の解釈」

㉑ 阿部秋生氏『紫式部日記について』『武蔵野文学』V女流日記文、学一

㉒ 「紫式部論」『日本文学』昭35・7

㉓ 本文は南波浩先生『校本紫式部集』（未公刊）による。

㉔ 「道綱の母披見の日記―子の日の日記と蜻蛉日記の形成について―」『平安朝文学研究』昭42・4

㉕ 阿部秋生氏『中古日本文学概説』、九三―九四ページ

清水好子氏『源氏物語論』、二九―三〇ページ

㉖ 注⑬に同じ

㉗ 秋山慶氏「女流文学の精神と源流」『源氏物語の世界』所収

——金蘭女子短期大学助手——